

再発防止策と取組経過

(随時モニタリング 令和元年11月～令和2年3月)

令和2年12月

社会福祉法人かながわ共同会

津久井やまゆり園

はじめに

社会福祉法人かながわ共同会は、平成 17 年度から指定管理者として津久井やまゆり園の施設運営にあたってまいりました。県立直営時代の支援の質を落とさないようにと家族会から要望が出され、神奈川県と連携のもと複数年かけて県職員から業務内容を引き継ぎ、利用者本位の考え方に立った支援を心がけてまいりました。利用者・家族・近隣からも信頼される施設を目指し施設運営にあたってきましたが、指定管理期間も 2 期目に入った平成 28 年 7 月 26 日に、19 名の利用者の尊い命が奪われ、27 名の利用者と職員が負傷するという大惨事が発生しました。この事件については、その年に「津久井やまゆり園事件検証委員会」が設置され、その報告書を基にしてかながわ共同会は、改善勧告を受け、その後およそ 2 年にわたり改善計画に基づいて神奈川県との情報共有に努めてまいりました。

その間、津久井やまゆり園は、平成 29 年 4 月から元ひばりが丘学園跡地を「芹が谷園舎」と定めていただき、仮移転することができました。平成 29 年 10 月に「津久井やまゆり園再生基本構想」が策定され、利用者一人ひとりの意思決定支援の取組みの傾向を踏まえ、新しい居住の場を確保されることが示されました。令和 3 年度にできる新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園への移転を目指し、日々の支援に取り組んでいたところ、同一法人内の愛名やまゆり園の園長が強制性交罪で逮捕されるという前代未聞の不祥事が発覚しました。その不祥事をきっかけにして、愛名やまゆり園が特別監査・随時モニタリングを受けるとともに、津久井やまゆり園も、利用者の支援が不適切だという情報が県に入ったことを契機として、随時モニタリングが行われました。

令和元年 11 月から令和 2 年 3 月までの随時モニタリングを受けた津久井やまゆり園は、そこで確認された支援課題を真摯に受け止めて、今後、身体拘束に頼らない支援構築に向けた取組みを進めて参ります。随時モニタリングで確認された内容等への対応について、6 月 22 日付けで神奈川県に報告いたしました。その中には、今後の改善に向けた方向性を記載いたしました。この再発防止策は、その方向性を踏まえた具体的な施策を取りまとめたものになります。現在では、やむを得ず身体拘束を行う場合の、三要件に則った慎重な対応や書類上の整備、手続きの徹底に取り組んでいます。また、現場における身体拘束の状況と軽減・廃止に向けた取組みを組織として確認し、園全体で身体拘束の適正化、さらに身体拘束の廃止に向けて取り組んでいます。津久井やまゆり園の指定管理者として運営してきた 15 年 8 ヶ月に及ぶ経験と実績を活かしつつ、随時モニタリングでの指摘を真摯に受け止め、指定期間が終了する令和 5 年 3 月までに利用者目線に立った支援を目指し、ガバナンスの強化を図るなど、事業計画書に沿って着実に取り組んでまいります。

津久井やまゆり園指定管理者申請要項等で指定された事業計画書と合わせて、随時モニタリング後の取組経過と再発防止策を取りまとめた「再発防止策と取組経過」をここに提出いたします。

目 次

I	身体拘束に頼らない支援の実際	1
1	改善に向けた取組事例	1
2	利用者の「自立」と「リスクマネジメント」の両立を目指した取組み	3
II	意思決定支援の取組み	6
1	関係機関との連携	6
2	利用者本位の考え方に立った支援の実践	9
III	人材育成	14
1	知的障害福祉・利用者支援の基礎知識・技術の習得、自己研鑽	14
2	支援現場の声を活かす支援の振り返り・セルフチェック	16
IV	権利擁護システムの構築	18
1	虐待防止委員会の体制強化と行動制限判定会議の設置	18
2	身体拘束に係る手続、記録等の整備	21
V	組織体制の強化	22
1	法人事務局、各園との連携	24
2	園内の組織体制強化に向けた取組み	25
VI	これからの取組み	29

I 身体拘束に頼らない支援の実際

障害者虐待防止法では「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は、身体的虐待に該当する行為とされています。

津久井やまゆり園では、安全面を優先した支援を続けていた事実が確認されました。法人としては、随時モニタリングで指摘された内容について、重大なことと認識するとともに深く反省し、同じことを繰り返すことなく、最善の利用者支援に取り組まなければならないと強く決意しております。これからは身体拘束を行う理由を考えるのではなく、いかに身体拘束を軽減し、廃止するかを考えていくことが大切であるという意識を持つよう、職員の意識改革に努めてまいります。

現在は、やむを得ず身体拘束を行う場合の三要件に則った慎重な対応や書類上の整備、手続きの徹底に取り組んでいます。過去に身体拘束を行っていたが、現在は改善が見られる事例を報告し、その成果を組織全体に活かすことで、再発防止の取組みにつなげてまいります。

○津久井やまゆり園で現在も評価・検討が行われている身体拘束の具体的な事例

- ① 医師の指示のもと、安全に診察を行うために身体をパズボードで固定すること。
- ② ベッドから転落する恐れがある場合に、ベッド柵をすること。（見直し検証中）
- ③ 車椅子から転落する恐れがある場合に、安全ベルトをすること。（見直し検証中）
- ④ セラピューティックホールドによるタイムアウト。

*1カ月毎に虐待防止委員会、グループモニタリング会議、寮会議、行動制限判定会議にて、その必要性、評価・検証を行い、適正に取組みがなされているか確認を行っている。

○津久井やまゆり園で身体拘束解除につなげられた具体的な事例

① 居室施錠

・これまでマンツーマン対応等の人員配置も難しい中、支援者中心の支援方法の一つとしての認識が強く、如何にその有効性を正当化するための手続きを図るかにおもきが置かれていた。意識改革、居室施錠に頼らない支援方法を模索し、利用者の再アセスメントを実施し、本人中心のサービス提供を全園展開することで開錠することにつなげられた。

② ミトン・つなぎ服

・自傷による怪我防止、衛生保持の目的が強く、支援の観点と医療の観点が混在しており、身体拘束の認識が薄れていた。意識改革、ミトン・つなぎ服に頼らない支援方法を模索し、利用者の再アセスメントを実施することで解除することにつなげられた。

③ 漫然と取り続けられていた身体拘束関係書類

・実際の行為が行われていないにも関わらず手続きだけがされていた。可能性を検討した際にその必要性があるケースは事前に手続きがなされていた（支援員中心の考え）。改めて趣旨・目的を明確にし改善を図る。記録方法に関しても使用される言葉や表現をはじめ、本人中心（情緒面・行動・様子の変化）の記録を残し、身体拘束軽減、解除につなげられる記録の積み重ねを図っている。

1 改善に向けた取組事例

平成24年度に障害者虐待防止法が施行され、法人全体で情報収集に努め、法の理解及び意識向上を目指しました。しかしながら、今回の随時モニタリングで確

認された支援課題の内容一つひとつをしっかりと受け止めて改善に向けて取り組むために、神奈川県との情報共有及び園内職員への周知徹底を図ること等に努め、組織としての機能が十分に発揮できることを目指します。

(1) 神奈川県との情報共有

令和元年11月からの随時モニタリングでの指摘を受けて、事実確認と原因究明を取りまとめ、神奈川県に提出しました。その後も定期的にモニタリングや情報共有の場を持ち、取組状況や課題の確認を行っています。

7月14日～21日県障害サービス課随時モニタリング実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和2年7月14日から21日まで ・確認する内容 身体拘束の実施状況 他 令和2年10月21日付け障サ第1596号の通知により以下の通りの結果があり、今後とも改善に向けた取組をさらに推進していく。 ・身体拘束の実施状況 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年12月</th> <th>令和2年6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承諾書の取得人数</td> <td>20名(3名)</td> <td>9名(1名)</td> </tr> <tr> <td>承諾書の取得件数</td> <td>25件(3件)</td> <td>9名(1件)</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年12月	令和2年6月	承諾書の取得人数	20名(3名)	9名(1名)	承諾書の取得件数	25件(3件)	9名(1件)
		令和元年12月	令和2年6月							
	承諾書の取得人数	20名(3名)	9名(1名)							
承諾書の取得件数	25件(3件)	9名(1件)								
<p style="text-align: center;">*カッコ内は、居室施設の数・件数</p> <p>前回の随時モニタリングの事例を中心に、令和2年度の現状の確認と、取組状況の報告等を行い、神奈川県から事例ごとの報告を受けた。その中で、三要件についての記載内容が事例によりばらつきがみられることや、関係書類の日付についてアドバイスをもらい、自己点検後その状況を確認し8月以降改善に努めている。</p> <p>虐待防止委員会において支援の振り返りと身体拘束の軽減について定期的に検証を行い、随時モニタリング、支援検証委員会から指摘を受けた内容についての検証を行った。9月からは行動制限判定会議を新たに設置し、虐待防止委員会と検討事項を分け、これまで以上に組織強化を図り、手続きにおいても適正な運用がなされるよう努めている。</p> <p>確認された指摘事項について各セクションに周知し、事実確認と原因究明を利用者目線で検証し、これまでの取組みを振り返りこれから求められる支援の専門性を検討する。事故防止を最優先する支援から利用者一人一人に寄り添える支援構築を目指していく事を確認する。</p>										

(2) 課長会議等を通しての周知徹底

身体拘束に係る神奈川県からの情報や、法人総合支援部長会議等で検討した身体拘束に係る検討課題など、支援現場に活かしてもらうために適宜、必要な情報を提供し、周知徹底に努めています。

7月31日課長主任会議	随時モニタリングを受け、身体拘束実施における手続き上の課題を整理し、改善に向けた具体的な取組みを進められるよう課題の共有を図る。
8月6日課長打合せ開催	7月に行われた県モニタリングを通して確認した内容について、確認するとともに、各セクションへの周知徹底を図った。また、今後の虐待防止委員会・行動制限判定会議（新設）の開催時期や協議・検討内容について意見交換を行い、より実効性の高い組織強化と会議開催を目指す。
9月8日課長会議	ガバナンスの強化を図るとともに、支援者の意識改革を進める。現状の検証・評価に至るデータの積み上げを行い、身体拘束解除に向けた取組を加速させていく。
10月6日課長会議	再発防止策についての周知徹底。指定管理者申請に係る重要な取組であることの周知と、主任・支援員等現場の取組等を載せることが大切と考えていることを確認。
11月4日課長会議	7月の随時モニタリング実施の際、入浴支援は「16時以降で行う」ことが示され、現状の確認と今後利用者の意向を確認しながら対応を検討することを確認。

2 利用者の「自立」と「リスクマネジメント」の両立を目指した取組み

福祉サービスを提供する施設等の現場では、利用者の意思を尊重してできることを大事にすればするほど、転倒などのリスクが高まるのではないかとの懸念が生じます。しかし、一方で利用者のケガなどの事故を防ぐため、利用者が一人でできることを制限したり、自分でしたいという意思や権利を阻害して管理的な生活を利用者に強いることは支援者側の都合でサービスを提供することになり、利用者の身体機能の低下を招いたり、意思を尊重することとはかけ離れたものになってしまいます。何よりも自立の妨げになります。

そのようなことに陥らないようにするため、画一的に対策を講じるのではなく、利用者個々の特性や日々の生活状況、転倒に至った経緯などを個別的に評価・分析し、その利用者にとって、その時点で最も適した対策を検討します。加えて環境整備や支援方法のマニュアル化を図ることによって支援方法の共通認識を深め、利用者の特性に合わせた自主性を尊重してまいります。

その上で、これからは身体拘束を行う理由を考えるのではなく、いかに身体拘束を軽減させ、廃止するかを考えていくことが大切であるという意識を持つよう、職員の意識改革に努めます。

(1) 身体拘束の軽減に向けた取組事例

以前、やむを得ず身体拘束を行っていた事例で、軽減に向けて取組成果を得た事例を報告し、情報共有を図ることで再発防止につなげてまいります。

<p>7月7日 虐待防止委員会</p>	<p>生活2課女性利用者の支援について、現状の確認。日中活動を終えて寮に戻ったあとの支援に応援体制を組むことの検討。休日体制（7月4連休）の応援体制の検討を行った。結果、7月4連休に他のセクションから応援職員を配置し、個別対応を可能にした。それ以外にも休日の日直、夜間には他セクションの夜勤者の応援をもらい対応した。（居室施錠開錠例）</p> <p>生活3課男性利用者の支援について、現状の確認。予定表を作成して帰宅日、外食日等の先の本人が気になる事柄を見える化し、理解度を高める取組みと並行してトークンを取り入れルール化を図りより具体的な達成感を感じてもらえるよう取組みを進めることで情緒面の安定を図る。（セラピューティックホールドの必要性の確認）</p>
<p>8月6日 虐待防止委員会</p>	<p>生活3課男性利用者の支援について、つなぎ服の使用を見直す取組みの確認。不適切な行為（不衛生的）を軽減する目的でつなぎ服を使用していたが、障害特性である本人の感覚刺激による興味関心をそらすことで、その行為に及ばない取組みにつなげられた。（つなぎ服解除例）</p> <p>身体機能低下による安全策として使用していたベット柵4点、車いすなどの安全ベルトについて、改めて三要件に照らし合わせ検証し、再アセスメントを進める中で、クッションや本人に合った車椅子作成などハード面の工夫や支援体制の見直しを行うことで解除できるケースが見られるようになった。今後も評価、検証を行うことで解除できるケースが出てくる可能性を実践を通して見出している。（支援の意識改革）</p> <p>風通しの良い環境づくりの一環として権利擁護の取組みの一つとしてとらえ園内交換研修を実施することを確認する。</p>
<p>9月25日 虐待防止委員会</p>	<p>行動制限判定会議と分けて開催することとなった。</p> <p>各課ごと、支援の振り返りについて状況報告、意見交換。</p> <p>法人の理念・行動の指針の見える化の取組について。</p>
<p>10月29日 虐待防止委員会</p>	<p>医療的な対応（歯科受診の際のパスポート）について、意見交換を行った。</p> <p>生活2課女性利用者の支援、コンサルテーションを通して学んでいることの経過報告。</p>
<p>11月30日 虐待防止委員会</p>	<p>指定管理に係る事業計画作成について、状況報告。</p> <p>虐待防止委員会の位置づけ、日程の定め方について検討。</p>

(2) グループモニタリング会議・寮会議等での検討状況

やむを得ず身体拘束を行う場合は、グループモニタリング会議で身体拘束に係る3要件に即して検証を重ね、軽減に向けて取り組むための糸口を探ることが大切です。その内容を確認する寮会議でもさらに深掘りしていくことが求められています。随時モニタリングでは、組織としての機能が不十分だったことが挙げられました。今後は、それらの各種会議の役割と役割分担を明確にして、再発防止に向けて取り組んでまいります。

毎月実施されるグループモニタリング会議の報告書式を統一し、検討すべき内容を明確にすることで検討記録の充実、蓄積を図り、支援者の身体拘束に関する意識改革に努め組織全体での状況把握に努める。

1 グループモニタリング会議

少人数で意見交換をして対象利用者の身体拘束の解除に向けた検証内容を議論する場になっている。統一した様式にて記録を残し、これを基に更なる評価・検証につなげられるよう報告する。

2 寮会議

グループ会議で検証された内容をさらに議論して多角的な見地から検証内容を深める場になっている。ここで出された寮（課）の方向性を、行動制限判定会議にて報告し、園全体での周知、更なる検証・評価を基に、支援の場にフィードバックし、利用者一人一人の再アセスメントにつなげている。

Ⅱ 意思決定支援の取組み

平成 29 年 10 月に策定された「津久井やまゆり園再生基本構想」の柱の一つである「意思決定支援」については、平成 29 年度末から取り組んできています。利用者のより良い暮らし、望む暮らしを目指して取り組んでいる意思決定支援は、津久井やまゆり園職員だけでなく、相談支援事業所・市町村担当者・専門アドバイザーなど第三者の視点を取り入れながら進めていくために、関係機関との関係性を構築することや、利用者本位の考え方に立った支援を通して、身体拘束を含めた支援全体の質の向上を目指してまいります。

○津久井やまゆり園再生基本構想【基本的な考え方】

障がい者施策においては、一人ひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかの選択の機会が確保されていること、そして、本人の選択の結果を尊重し、可能な限り身近な場所で、日常生活又は社会生活を営むために必要な支援をうけられることが重要である。

津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場についても、利用者の選択の幅を広げ、かつ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意し、入所施設においても、また地域での居住の場においても、一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供することが必要である。

1 利用者の意思決定支援

今後の生活の場の選択については、津久井やまゆり園利用者一人ひとりの意思を尊重すべきであり、その実現に向け、丁寧に、かつ、適切な手続きにより、利用者の意思決定支援に取り組む。

2 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえて、まず、130 人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を用意する。

その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。

また、入所施設については、医療的ケアや強度行動障害へのケアなど専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能も充実強化を図る。

3 利用者の地域生活移行の促進

地域生活への意向は、あくまでも利用者本人の意思に基づくものであり、決して強いられるものではなく、また、家庭への復帰を前提とするものでもない。

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を送ることができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備などの支援に取り組む。

1 関係機関との連携

平成 29 年度後半から開始した意思決定支援は、様々な人の役割を認識する機会となり、現在では支援員の意識も大きく変わってきました。相談支援専門員や市町村等の行政担当者だけでなく、外部の事業所職員やコンサルテーションの関係者など、様々な人が利用者のより良い暮らしを模索するためにつながりを持ってくれるようになってきています。この意思決定支援により、身体拘束廃止に向け

た取組みが進みました。このように意思決定支援で学んだことを再発防止に反映させ、意思決定支援の取組みを継続発展させてまいります。

(1) 情報共有の状況

意思決定支援を通して、施設内だけでなく関係機関との連携が重要であることを確認しています。利用者支援に係るコンサルテーション等で関わりができた関係機関や、利用者自身の人間関係の広がりなどを確認していきながら、支援の質の向上を目指します。

○意思決定支援関係会議

利用者一人一人に対してチームを作り、利用者の望む生活、生活を豊かにするためにどのような支援が必要か等を検討。(チームメンバーはサビ管、支援担当、行政、県、相談支援事業所等)直接支援する職員だけではなく、本人を中心とした関係者が集まり、意見を交わすことで支援の新たな気づきがあり、利用者の楽しみや生活の幅が広がっている。また、意思決定支援における第三者性として、専門アドバイザーから助言をいただくことで新たな支援の展開へと広がりが見られている。今後もストレングスの視点を持ち、わかりやすい情報提供、様々な選択肢の準備、体験の機会の提供等により、利用者の発信を実現する経験を増やしながら発信を促し、望む生活を追求していく。

○Sネット「お友だちプロジェクト」

高山直樹教授が在職する東洋大学のゼミ学生からなる友達プロジェクトが令和元年度より、Sネット事業として開始する。利用者のより豊かな人間関係拡大を目的とし、家族や入所者、職員や事業関係者だけでなく、より自然な「友達」関係を構築しつながりを広げていく取組みを通じて、学生の発想や思いを研修を通じて汲み取り、障害を理解し一緒に成長できる仲間づくりの基盤を作っている。初年度は利用者との懇談会(マッチング)後、概ね月1回ペースで学生グループと会話、散歩、ゲーム、サッカー等、利用者の個別のニーズに合わせての交流を実施した。令和2年度はコロナ禍でできることとして、手紙やビデオレターのやりとりやオンラインでの交流を実施し、有期限の事業ではあるが新たな取組みとして定着しつつある。事業終了後も個々のつながりを基に交流を深め、利用者の新たな人間関係の広がりや自然に作り上げていきたい。

○山田由美子氏(特定非営利活動法人サポートひろがり 代表)コンサルテーション

平成29年度人権研修講師としてご講義いただいて以降、定期的に『支援の質向上のための個別ケース相談および集合研修』を実施。令和元年12月18日に開催された集合研修内容については以下の通り。

『より良いチームとなるために』問題解決の手法『30個ワーク』に実際に取り組み、会議等でチームとして活発な意見交換をするためのルールについて以下の確認を行なった。

- 人の意見を批判しない
- 意見はどんな職種・立場でも同等である
- 正解は利用者が決める
- 利用者の立場に立って決める
- 終わりの時間を決める
- 言った意見を変えることができる
- 言いたいことが言える

また、チームアプローチの留意点として、様々な価値観があることを数値化し、価値観の違いを実際に認識するワークも行うとともに、以下の確認も行った。

- 他者と自分の常識の「べき」が違う
- 自分の「べき」を他者に押し付けない

- 背景を知ると、他者の「べき」の意味がわかる

個別ケースの相談については、相談⇒助言⇒取組み⇒振り返り⇒相談という流れで実施した。令和元年11月以降では、令和元年11月20日（生活2課振り返り）、令和2年6月17日（生活1課、日中支援課相談）、令和2年9月23日（生活1課および日中支援課振り返り）、令和2年11月25日（生活2、3課相談）の日程で実施し、利用者理解の促進、助言に基づいた支援の取組みにより『より良い支援』につながるケースがあり、外部からの視点やそこからの助言をいただくことを継続し、より良い支援につなげていく。

○神田宏氏（横浜市発達障害者支援センター 地域支援マネージャー）コンサルテーション

6月22日当園にて、7月15日横浜市発達支援センターにて、今後の支援を組み立てる上で、支援者が研修を受ける必要性を助言される。また組織として取り組む必要性を確認。

9月7日「自閉症の基礎知識」9月11日「アセスメント」11月10日「TTAP 検査振り返り」11月24日「構造化」12月2日「応用行動分析」の計5回 園内にて神田氏の研修を受ける。

10月2日女性利用者 TTAP 検査実施（専門的検知から利用者支援の再構築につなげ、個の持つ能力を最大限に引き出すヒントを得る。）対象利用者の生活寮でもインフォーマルアセスメントを実施。対象利用者の再アセスメントと支援の再構築の必要性を学ぶ。

12月11日他法人へ視察・相談。グループホームや生活介護事業所の見学や体験につなげられるようにしていく。

12月19日午前、生活寮へ地域支援マネージャーのコンサルテーション。12月22日午前、日中活動へ地域支援マネージャーのコンサルテーション

○法人内での協力体制

法人内他園での短期利用受け入れ（組織全体での協力体制、情報共有）

○平本譲氏（福）旭児童ホーム 主任）によるセラピューティックホールド研修

不適切な支援防止、専門性を持った支援対応。その中で求められる支援員の意識、記録も含めたガバナンスの構築について学びを深める。利用者がパニックに陥った際の適切な対応を身に着けることで、利用者にとって安心・安全なサービスが提供できる。求められる支援員としての専門性を高めるとともに、適切な対応がなされるようガイドラインの作成につなげ、ガバナンスの強化を図っていく。

（2）市町村等行政を交えた検討事例の状況

利用者のご家族との関係性の構築など、利用者一人ひとりの状況に合わせて、必要に応じてケア会議などを開催している事例を共有することで、身体拘束軽減・廃止に向けた取組みの推進及び不適切な支援に陥らない体制作りに努めます。

○虐待通報の遅れが指摘された事案

<経過>

2018/12/21～24 帰宅

2018/12/25 ボディーチェック時（原因不明の痣を確認）

- ・帰宅時すぐにボディーチェック出来ずタイムラグが生じたことにより受傷した可能性の範囲が（自宅、園）広がったことにより判断が鈍ってしまう。（経過観察）

2018/12/30 ～ 2019/3/17 6回帰宅実施

- ・この間帰宅の際のボディーチェック、家族とのコミュニケーションを図りながら経過を

<p>確認。利用者の状態変化もなく痣等の受傷もなく経過した。</p> <p>2019/3/15 ～ 17 帰宅</p> <p>2019/3/17 帰園時ボディチェックで痣を確認</p> <p>2019/3/18 臨時虐待防止委員会開催。県及び相模原市に通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この時点で虐待案件に対してのそれぞれの立場と役割（権限と責務）が、曖昧のまままで明確に認識できていなかった。 ・3月の時点での認識が「報告」なのか「通報」なのか、事案に対しての取り扱いが不明瞭であり、園としての対応が問われる事案となってしまった。 <p>2019/3/27 県、相模原市、相談事業所、園の4者で、経過も含めた今後の対応を協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の初動に関しては、最初に痣を確認した2018/12/25の時点で関係機関に報告し情報共有を図るべきであった。 <p>この案件を踏まえ、障害者虐待防止法の目的に則り、虐待の防止の早期発見に努め、速やかに対応できるよう徹底していく。今まで以上に関係機関等の情報共有を図っている。ケースによっては定期的なケースカンファレンスを開き、密な連携を図りながら、それぞれの役割を明確化することで迅速かつ適切な対応が出来るよう進めていく。</p>

2 利用者本位の考え方に立った支援の実践

かながわ共同会の基本理念の中に「人権に根ざした利用者本位の考え方」という文言があります。即ち利用者が主体であり、利用者中心とも言え替えることができます。それはまさに、意思決定支援の考え方であり、再発防止に向けて取り組む基本だと考えています。津久井やまゆり園で取り組んでいる一つひとつを着実に実践していくこと、必要に応じて見直していくこと等、地道な積み重ねが再発防止につながります。

(1) 第三者委員

津久井やまゆり園苦情解決処理要領に、苦情解決体制が定められており、その中に第三者委員の設置が義務付けられています。平成29年4月に津久井やまゆり園が芹が谷園舎に仮移転してすぐに第三者委員を2名選任しました。これまで利用者家族からの相談や意見聴取のほかに、定期的に利用者の生活場面に足を運んでもらい助言を受けるなど、年間を通して計画的に職務にあたってもらっています。今後も、身体拘束の状況報告を行い、利用者支援の質の向上に向けて第三者の立場から厳しく且つ適切な助言を受けることができるよう、積極的な活動をお願いしてまいります。

<p>第三者委員</p>	<p>家族会に合わせた相談日を年6回設定し、家族会に出席いただくことで、家族の様子や、県や園の動向について情報共有を図るとともに、家族からの相談を受けやすい環境を設定している。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で休止をしていたものの6月12日より再開。園の状況報告の他、利用者の事故報告書（夜間帯）についても報告。業務への意識の持ち方について「（慣れからくる）大丈夫だろうではなく、何が一番大事なのか、何を目標とするのかを再確認するとよい」とアドバイスを頂いた。また、生活課職員との懇談の場を設定、各寮での支援の取組みについて報告し、「各寮で完結ではなく園として共有する重要さ」について助言をいただいた。</p>
---------------------	---

	<p>7月11日随時モニタリングで指摘を受けた身体拘束について報告。 「(改善策として)手続きの適正化や虐待防止研修の実施は重要であるものの、そもそも虐待であるという意識の希薄さや、いままでの対応を漫然と、といったところが要因ではないか。その意識を変えるためのリーダーシップが必要」といった助言をいただいた。</p> <p>10月27日全体職員会議へ同席いただく。県立障害福祉施設階層別研修の報告(研修フィードバックと今後の取組みの提案)を傍聴いただいたうえで以下の助言をいただく。</p> <p>「身体拘束について、記録がルーチン化されることには注意が必要であり、その記録についても残しているから大丈夫ではなく、その人の人権に思いをはせることが必要。現在取り組んでいることについては、そのプロセスを積み上げていくと証明が出来る。そういった事例を書籍化(言語化)し、対外的に示していくことで、外からの見られ方も働く職員の意識も良い方向に変化する。専門性を発信するためには言語化が必要。」</p> <p>今後も利用者や園の状況報告を行い、そこで頂いた助言については園内会議で報告、周知を行っていく。</p>
--	---

(2) オンブズパーソン

津久井やまゆり園が芹が谷園舎に仮移転した際の「津久井やまゆり園の一部機能の仮移転中の維持管理及び運営等に関する業務の基準(平成29年4月～平成33年3月)」の中の「Ⅲ その他の指定管理業務に関連する事項 3 オンブズパーソン活動」で求められているオンブズマン活動を実施して、芹が谷園舎で生活する利用者の権利擁護と提供する福祉サービスの向上を目的として、オンブズパーソンを2名選任しました。

年間計画に基づき定期的に来園し、芹が谷園舎の利用者および利用者の利益を代弁する者(家族・後見人・ボランティア・職員等)から、芹が谷園舎の設備環境やサービス等についての意見や要望、相談を受けていただき、情報共有を図ってきました。特に、利用者自治会「ピザの会」への参画、生活場面の視察、園行事・職員意見発表会への参加など、利用者の身近なところでの活動を通して助言をいただいています。

前者の第三者委員及びこのオンブズパーソン活動は、外部の第三者の眼での確に助言・指導していただく重層的なシステムとして、今後とも重視してまいります。

(3) 第三者委員とオンブズパーソンとの意見交換

第三者委員とオンブズパーソンには、それぞれの目的に応じて来園していただいておりますが、今後は、第三者委員とオンブズパーソンの日程を園が調整し、同日に来園していただいでお互いに意見交換する場を設けます。そこで出た意見をそれぞれの活動に活かしてもらうとともに、園の支援に反映してまいります。

オンブズパーソン活動	<p>新型コロナウイルスの影響で休止をしていたが、ピザの会再開に合わせて6月より活動再開。ピザの会の視察、利用者からの相談受付の他、各寮あおぞら委員との懇談も実施。外出もままならない現状での支援の工夫や、身体拘束をしない支援の工夫について委員より報告</p>
-------------------	---

	<p>し、オンブズパーソンの実体験に基づく身体拘束をしない支援のための取組（まずは身体拘束をしないところから進める）について助言をいただいた。この他 11 月 14 日には家族会の様子も確認いただいた。ピザの会や家族会の視察の機会および各セクションや委員との懇談の場は継続して設定し、頂いた助言についてはより良い生活に向けて即時取り組んでいく。</p>
--	--

（４）ピザの会・あおぞら委員会（権利擁護委員会）

利用者主体の施設運営を推進するため、利用者は「津久井やまゆり利用者自治会」（以下「ピザの会」という。）を運営しています。園は、ピザの会について園運営を担う会議の一つと位置付け、利用者に適切な情報提示を行なうと共に自己決定を尊重し、運営に必要な支援を行います。

芹が谷園舎に仮移転してからは、意思決定支援の取組みにも大きな影響を与える場となり、様々な情報発信を行う場になってきています。引き続き、利用者の声を大切にしながら生活支援の向上につなげてまいります。今後は更に、様々なコミュニケーション手段を工夫する等、解かりやすい情報提供を行うとともに、より多くの利用者の方々の声を受け止めてまいります。

○あおぞら委員会

- ・開催日：毎月（８月を除く。）１回
- ・構成員：担当課長、主任、課員

※名称の「あおぞら」は、知的障害施設協会（当時）が策定した、知的障がい者の権利宣言を柱とする「あおぞらプラン」にちなんで名付けました。

<p>利用者自治会「ピザの会」の活動</p>	<p>各寮自治会との双方向での情報共有にて、より多くの利用者の意見要望について対応した。また、神奈川県や園からの検討、連絡・報告事項については、ピザの会にて役員を中心に了承、確認をした内容を各寮自治会にて報告することで周知をした。</p> <p>新施設の説明や意思決定支援関連、行事の開催等、園の運営に係る事項の説明の際には、言語のみではなくプロジェクターへの映像投影やフリップ等の視覚的なツールを併用し、利用者にとってわかりやすい情報提供を意識して実施した。</p> <p>今後も毎月開催し各寮での自治会と情報共有してより多くの利用者の声を受け止め、その思いを実現するためにコーディネートしていく。</p>
-------------------------------	--

（５）意思決定支援の取組事例

神奈川県が策定した「津久井やまゆり園再生基本構想」の柱の一つである「意思決定支援」の取組みを通して、施設内の職員同士の話し合いだけでなく、複数の関係者との情報共有を通して学んできています。身体拘束の軽減の事例に限らず取組状況を整理し、支援全体の質の向上につなげてまいります。

○事例 1

支援者間では漠然としていても大きな目標を設定していないと生活が立ちいかなくなるという引継ぎがあり、本人自身にも大きな目標を設定したい思いがあった。そのような中で本人が目標を失ってしまったときに、どう立て直してどのように乗り越えていくのか。目標に関してはご家族の影響も大いに受けている。

意思決定支援の取組を通して将来のことを一緒に悩みながら、好きなものを探していく体験を積むことに取り組んでいった。本人は施設に入所しているが、今の生活環境では知的レベルは高い水準にある。そのため“他利用者とは違う支援が必要である”との認識の統一を図った。同時に安心して話せる環境設定を行った。手に届く目標設定を本人と一緒に考えるため定期的な面談を実施した。面談については、本人から以前の目標に代わる職業について相談したいと要望もあり良い形でスタートをきることができた。

本人の強い思いを遮断するのではなく、まずは本人の思いに寄り添いながら、本人が視野を広げ、手の届く目標設定をたてるために必要な体験や情報の提供、自己肯定感を高める経験を積み重ねる機会を提供していった。経験を積み重ねることで新たな知識や行動、選択を獲得することが出来る方であり、また自己決定についても、自ら答えを導き出す力もある。これまで本人のモチベーションをあげること、興味関心を広げるためのきっかけづくりを主な目的にニーズ外出を展開してきたが、改めて自己決定する経験を重ねることなど、支援の目的を再考している。

料理が好きで、大きなキッチンがあることから地域ケアプラザの見学を職員と一緒に行った。地域の方々から気さくに話しかけてもらい、本人自身が「料理を教えてください」とお願いしたところ、子ども食堂のお手伝いの誘いを受けて参加する。本人の言葉として、「お手伝いってことは、ボランティアされる側ではなく、ボランティアする方なんだね」と話している。その後毎月1回ボランティアとして参加。大きな成功体験としてつながっている。

コロナ禍になりボランティア参加が難しくなってからも、手紙でのやり取りや学習支援を通して関わりを続けている。社会資源を活用しながら人との関わりを積み重ねていく。また、これからの生活について自身で考えていけるように情報提供を行い、夢や希望の実現に向けた取組みを継続している。

○事例 2

重度の知的障がいと統合失調症のある女性利用者は、意思決定支援を実施する以前、施設入所後、2回精神科病院へ入院している。医師からは「刺激の少ない環境設定が望ましい」との指示があり、ここ数年はほとんど物が無い部屋で一日を過ごしていた。言葉の理解や表出があり、言語によるコミュニケーションができる。精神状態が悪化すると、独語・自傷・破壊行為・大声を出す・不眠等が見られるようになる。

支援チームによる初回の会議で、「精神状態の悪化を予防するための刺激の少ない生活環境が、ご本人の能力を発揮する機会を著しく制限している」「外食に出ても精神状態は悪化していない」「できることにもっと着目できないか」「施錠しない支援を考える必要があるのではないか」といった意見が出された。その上で、施設の暮らしの中でも、特に制限された生活を余儀なくされているご本人の思いを知るため、まずは苦手なこと、趣味や楽しみ、コミュニケーションに関するエピソード等を整理し、アセスメントしていくことになった。また、居室施錠に関して、施錠の経過、ドクターの開錠への見立て、どんな環境、どんなことができれば、施錠の解除につながるかを検討することになった。

精神科医師から、「現在の精神状態は安定しているとは言えない。かつては措置入院の必要性を考えていた時期もある。薬で行動制限することは難しい。居室施錠対応はなすす方向で許可する。必ず揺り戻しがくる。なるべく刺激の少ない環境が必要な方であり、調子が高くなったときには、居室でのクールダウンが必要になる。」等の見解をうかがった。

意思決定支援専門アドバイザーから、「今の本人の状況からすると、居室施錠が身体拘

束の3原則に基づいたものなのか、しっかりと確認する必要がある。いずれにせよ、身体拘束をしている環境は、当然、意思決定支援を行える環境ではないので、早急に見直すべきである。」といった厳しい指摘を受けた。

支援チームでの検討結果やアセスメント、第三者からの助言を受け、支援方法を見直していった。居室は、以前は自分の手で首を絞めることもあり、紐などがあると危険なため殺風景である。それではあまりにも寂しいので、本人が部屋で過ごす際は、ぬいぐるみを置いたり、音楽をかけたりしている。リビングで過ごせるように本人が苦手なテレビを消して音楽などを流すようにした。リビングで精神状態が悪くなったときは、部屋に戻るか、このままリビングにいるかを、本人に確認するようにした。また、リクエストしたランチを食堂ではない場所で食べたり、隣の寮で過ごしたり、施設内の自動販売機までジュースを買いに行くなど、外に出る時間や活動を徐々に増やしていった。日中活動への参加に向けて、他利用者が利用していない土曜日等を活用して、活動場所を見学するなど、場所になれることから始めた。生活の枠組みを変えるので、精神科医師と連携し、情報を共有することとした。

居室にて一人で過ごす時間が短くなり、職員と話す時間が増えるにつれて、本人から積極的に話しかけてくることや他利用者とのコミュニケーションも増えてきた。解錠することで、本人の気持ちが高ぶった際の支援者の気づきが早くなり、本人のクールダウンが必要なのか見極めができるようになった。また、少し調子が悪くなると、自分で居室へ戻ったり、自ら他者との距離を取ろうとしたり、自分の精神状態に合わせた対応を、本人自らできるようになってきた。

半年が過ぎた頃には、居室を施錠する必要はほとんどなくなり、取組開始から2年後には、5年ぶりに自宅に一時帰宅することができた。今では「レストランに行きたい」「動物園に行きたい」など、本人から希望を話してくれるようになった。その実現に向けて計画を進めている。

意思決定支援を進めていく中で、「もう部屋にいかない。ここにいる。」「わかってくれなかったの。みんなとデイルームで過ごしたかった。」「部屋に入れられてばかりで寂しかった。」と本人の気持ちを支援チームのメンバーに教えてくれた。

支援チームだけでなく、精神科医師、意思決定支援専門アドバイザー等といった第三者の協力も得ながら意思決定支援を進めたことで、本人理解も深められ、施錠対応もやめられた。職員都合の支援になっていないか、本人の意思を最大限に尊重できているか等、不断の見直しを今後も継続していき、本人の望む暮らしに向けて支援を続けていく。

Ⅲ 人材育成

かながわ共同会の基本理念に基づき、「職員行動の指針（5本の柱）」を策定しました。その中に「サービスの質の向上」を謳っています。専門職としての誇りと自覚を持ち、知識と技術の向上、研さんに励み、質の高いサービスを提供していくことを目指しています。

随時モニタリングを通して確認した内容を改善していくため、この法人の基本理念に立ち返って人材育成に励んでいきます。

○社会福祉法人かながわ共同会 基本理念

社会福祉法人かながわ共同会は、誠実と信頼を旨とし、人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実につとめ、利用者と地域社会の繁栄に貢献するとともに社会的な法人としての価値を創造していきます。

○職員行動の指針（5本の柱）

- 1 人権の尊重：私たちは、法人の基本理念を常に意識し、利用者の意思を尊重して寄り添う支援をします。
- 2 サービスの質の向上：私たちは、専門職としての誇りと自覚を持ち、知識と技術の向上、研さんに励み質の高いサービスを提供します。
- 3 ともに生きる社会の実現：私たちは、積極的に地域交流や社会貢献に取り組み、ともに生きる社会の実現を目指します。
- 4 コンプライアンスの徹底：私たちは、関係法令・法人諸規定はもとより、社会的ルールを遵守し、事故・不祥事防止を徹底します。
- 5 ガバナンスの強化：私たちは、柔軟な発想、行動力を持って組織の活性化を図り、統制された組織を強化します。

1 知的障害福祉・利用者支援の基礎知識・技術の習得、自己研鑽

かながわ共同会では、職員として採用する前に採用前研修を開催し、必ず受講してもらっています。その中で、知的障害のある方への支援について基礎的な知識を習得してもらっています。そのほか、臨時的任用職員、非常勤職員も採用していますので、継続的に基礎的な知識の習得の機会を作る必要があります。「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」をテキストとして使用するなど、障害者虐待防止法についての研修の機会も計画的に用意して、意識向上を図ります。

（1）虐待防止研修

令和2年1月、愛名やまゆり園において虐待事案があったことから、今後このような虐待を二度と起こさないよう、新たに第五期中期計画の重点施策に位置付けた虐待防止研修を実施しています。かながわ共同会の常勤職員・非常勤職員として、障害者虐待防止法について改めて学びを深めるとともに、支援現場が直面する課題を解決する方法を探り、利用者の目線に立った支援を実現できることを目指します。

○令和元年 12 月 13 日 桜の風施設長 佐野良氏

行動制限ゼロを目指して対応する中で日々の支援の困難さに理解を示しつつも、そもそも『障害者虐待防止法に基づく身体的虐待』にあたる話であり、やむを得ない身体拘束をどのように適正化して行うかという話ではないことを確認。そのうえで判断をチーム（組織として）対応していくことの必要性や、そのうえで目指す場所（支援者としての仕事）の再確認も必要であること。また、障害のとらえ方の変化について、根拠法の確認の他、可能性やその人らしさをとらえていく考え方（障害があるからではなく、障害があるけど）や、その『障害があるけど』という考えに基づいた桜の風での実践も講義いただいた。
研修資料 添付

(2) 職員研修

かながわ共同会は、年間を通して計画的に職員研修を企画し実施してきています。新型コロナウイルスの影響を受けて、令和2年度は当初からオンライン形式での研修に切り替え、管理職も含めて職員全員が研修に参加できる体制を整えました。また、意思決定支援の取組み等、外部から登壇依頼もあり、取組内容を発表することでスキルアップにつなげています。

法人研修① 虐待防止研修	令和元年度、法人内で虐待認定を受ける事案が発生した。法人として再発防止取り組みのひとつとして、法人職員全員が受講する虐待防止研修を企画したが、新型コロナウイルスの影響でオンライン研修に切り替えて実施している。
法人階層別研修	令和2年10月現在 全支援員受講 管理職においては当法人の川島弁護士による講義、主任・中堅職・若手職においては常務理事による講義を年間計画に基づき受講する。
県立障害福祉施設階層別研修	管理職・中堅職・若手職に分け、それぞれの段階で求められる知識や取り組みについて講義を受ける。受講した内容において振り返りを行い、取組みを着実に進めるうえで、全職員にフィードバックバックする機会を設け、共通認識を図る。 管理職5名 中堅職9名 若手職6名 参加

園内研修①	サポーターズカレッジ(動画配信) 「個別支援計画の作成と個人記録」「身体拘束について」を視聴し、基本について再確認し、その実践についても確認をした。
園内研修②	令和2年10月現在 全支援員受講 11月5日 平本譲氏による感情のコントロールの難しい利用者への対応(セラピューティックホールド)

2 支援現場の声を活かす支援の振り返り・セルフチェック

障害者支援施設で、日々利用者支援にあたっている職員の声に耳を傾け、コミュニケーションをしっかりと取ることが、働きやすい職場作り、支援の質の向上につながると考えています。正式な会議や委員会の場での発言だけでなく、日ごろから上席者が職員とのコミュニケーションを図っていきます。

(1) グループモニタリング会議における支援の振り返り

津久井やまゆり園各セクションの会議（生活課はグループモニタリング会議）で支援を振り返る時間を設けています。それぞれの支援現場で課題を共有し、テーマを掲げて少人数の中で意見交換をする貴重な場になっています。そこで話し合われた内容を上席に報告し、組織として支援現場からの声をしっかり受け止め、適切な助言につなげられるよう取り組んでいきます。

津久井やまゆり園では、平成27年度から各セクションの会議、生活課はグループモニタリング会議で「支援の振り返り」を行っている。少人数で毎月自分達の支援を振り返る場を作り意見交換をすることで、情報共有の場になり、課題を確認する場にもなっている。その内容は、寮長・課長が確認し虐待防止委員会に定期的に報告し組織として支援現場の声を確認し、必要な助言をなど取り組んでいる。
振り返りから見えた課題を改善するために目標設定するだけでなく、ロールプレイ等を通して利用者立場の体験や支援の確認を実施している。

(1) 職員同士のコミュニケーションを図る取組み

障害者支援施設では、ローテーション勤務で利用者支援にあたっているために、職員同士がすれ違いになりがちです。コミュニケーションが取りやすい環境作りを心がけることで、一人で悩みを抱えたりしないような職場環境を目指します。新型コロナウイルス対策の一環で、職員食堂での会話も遠慮がちになり、親睦会も激減している現状では、特に上席者によるチームワーク促進の努力が求められています。

○令和2年セルフチェック項目

以下の10項目について、4段階（出来ている・だいたい出来ている・あまり出来ていない・出来ていない）で自らチェックを毎月実施し、上席者は状況確認し、虐待防止委員会に報告する。

1	津久井やまゆり園再生基本構想の取組を理解し、自ら目標・課題を立てて業務にあたっている。
2	意思決定支援の取組の中で、チームの一員としての積極的な提案・取組がなされている。
3	生活空間において、衛生面や安全面など、環境整備を常に意識して取り組んでいる。
4	どの利用者にも分け隔てなく声をかけたり、全体に配慮した支援を心掛けている。
5	利用者の体調の変化・怪我などがあった場合に、しっかり引継ぎをして支援が継続できるようになっている。
6	利用者の了解なしに居室への入室、所持品の確認、郵便物の開封などを行っている。

	ない。(了解を得てから行っている)
7	人権研修やケースカンファレンス等の日々の支援を振り返る研修や会議に参加することが出来ている。
8	支援技術の向上や人権意識の向上を図るために自ら取り組んでいることがある。
9	他の職員の利用者への対応に問題を感じた際、そのことを指摘している。
10	他の職員の利用者への対応について、問題を感じたら上司に報告している。

セルフチェックシートを活用し定期的に個々人が抱えている課題等の把握に努め、面接の機会やコミュニケーションを図るツールとして取り入れている。個々人の課題を把握することにより、チームの中での役割を明確化し、人材育成を意識した報告、連絡、相談がし易い環境づくりを進める。

園内交換研修の仕組みを作り、勤務配属（寮）単位で完結せず、課内での情報交換や連携が図れる体制を作り、個々のスキルアップを図りながら課題点の把握に努め、助言・改善に努め支援課題のみならず、ハード面の工夫や課題も共有できるようにしている。

日直業務の位置づけとして、部長を含む上席者による各セクションのラウンド（点呼及び点検）を毎日実施。その際に直接勤務者とのやり取りを含めコミュニケーションを図るとともに、早期課題把握に努め風通しの良い職場環境作りに努めている。

IV 権利擁護システムの構築

障害者支援施設において設置が義務づけられている「虐待防止委員会」の体制整備を改めて行うことで、虐待防止のための措置に関する事項を再確認する機会としていきます。

また、やむを得ず身体拘束を行うときは、三要件の遵守等、再確認する場を重層的に用意して、適正化に努めていきます。

○やむを得ず身体拘束を行う場合の三要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

これまで法人内で使用されていた身体拘束に関わる様式において、三要件の検討・検証がなされる様式になっておらず、常に意識した取り組みがされていなかった課題について、身体拘束に関する要領の改訂を進めるとともに、使用する様式においても改訂を行い、改善を進めていく。これに合わせガバナンスの強化を図り、検討・検証がしっかり行えるよう（PDCA サイクル）新たな検証の場を設け、適正に運営できるよう取り組みを進めていく。

1 虐待防止委員会の体制強化と行動制限判定会議の設置

障害者支援施設では、虐待を防止するための措置として、虐待防止委員会を設置し、必要な体制整備をすることが必要です。障害者虐待防止法が施行された平成24年度から、法人内各園には、虐待防止委員会を設置してきました。随時モニタリングでは、組織としての機能が不十分だったことが挙げられました。

その理由は次のとおりです。

① 虐待防止委員会の広範で多岐にわたる所掌事項

津久井やまゆり園では、障害者虐待防止法が施行された平成24年度から虐待防止委員会を設置してきました。従前の虐待防止委員会は、虐待防止の体制作りと研修、虐待防止のためのチェックとモニタリング等、虐待防止全般のほか、身体拘束についても所掌していました。このように広範で多岐にわたる事項を所掌していたため、身体拘束については全体的な把握にとどまっていた。

また、三要件を満たさない身体拘束が虐待であるという認識が不十分だったため、身体拘束の個別ケースについての検証・評価が不十分でした。

② 寮を中心とする身体拘束の検証・評価

従前の流れを時系列で見ると、月の月上旬に虐待防止委員会を、中旬に寮会議を開催し、そこで身体拘束の検証を行い、その結果に基づいて翌月の身体拘束の継続及び解除を行い、月上旬の虐待防止委員会に報告するという流れとなっ

いました。

身体拘束を実施した後に虐待防止委員会が開催されるという逆の順序になっていたため、身体拘束の検証・評価は寮を中心に行われ、虐待防止委員会は事後報告を受けるレベルにとどまっていた。

このことは、身体拘束について園としての検証・評価が不十分だったということになります。

(1) 虐待防止委員会と行動制限判定会議の意義と役割

上記の原因分析を踏まえ、虐待防止委員会の協議・検討内容から身体拘束ゼロに向けた現状の課題整理と取組みを切り離し、さらに毎月の身体拘束の状況確認及び検証・評価、身体拘束の継続・解除についての検証・評価及び承認等の役割を追加して、身体拘束に純化・特化した園の会議体として、新しく園長をトップとする行動制限判定会議を令和2年9月に設置し、取組みを開始したところです。

併せて、身体拘束の決定が園として行われるよう、月の上旬に虐待防止委員会を、中旬に寮会議を、下旬に行動制限判定会議を開催する流れに改めました。

この取組みを引き続き実施し、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園を含めて法人が運営する全園で身体拘束の軽減・廃止に向けて取り組んでまいります。

○行動制限判定会議の開催

(ア) 開催頻度

月1回（下旬）

(イ) 協議・検討内容

- ・身体拘束ゼロに向けた現状の課題整理と取組みに関する事項
- ・毎月の身体拘束の状況確認及び検証・評価
- ・身体拘束継続及び解除についての検証・評価及び承認
- ・その他必要な事項

(ウ) 構成員

園長、総務部長、支援部長、各課長（サービス管理責任者）、その他必要に応じて園長が指名した者

8月5日法人総合支援部長会議	法人全園でも共通の取組みとして進められるよう、「行動制限判定会議」の設置について提案し了承される。各園の実情を踏まえ取組みを開始できるよう準備を進めていく。合わせて、身体拘束に関わる手続きに関わる課題を整理し、改善に向けた検討を進めていく。
8月6日課長打合せ	これまでの虐待防止委員会に加えて「行動制限判定会議」を開催することを確認した。「行動制限判定会議」では、身体拘束の状況把握や、軽減に向けた取組みについての意見交換、身体拘束の諸手続きの内容確認を行い、身体拘束の適正化を図ることを目的とする。9月から開催する。

(2) 虐待防止委員会・行動制限判定会議からの情報発信

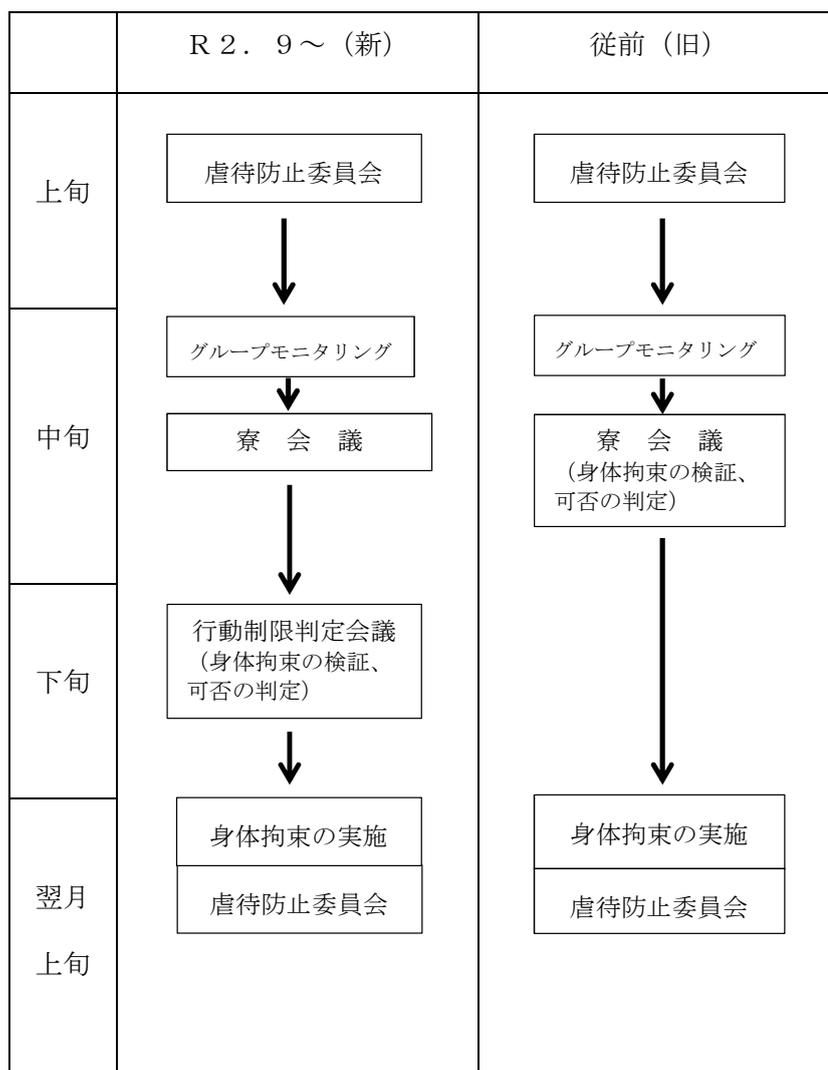
虐待防止委員会と今回新たに設置した行動制限判定会議で議論した内容や、支援現場から投げかけられた課題に対する助言など、適宜、支援現場に情報発信をして、利用者支援にあたっている職員と、十分にコミュニケーションを図っていくことが大切です。

○虐待防止委員会

虐待防止の体制作りを中心に、虐待を生み出さない取り組みを進める。

○行動制限判定会議

身体拘束に頼らない支援の構築を最重要目標に掲げ、関係機関との情報共有をはじめ連を強化し、新たな支給決定も含めた個別性の高い対応を強化し実現していく。



2 身体拘束に係る手続、記録等の整備

令和元年11月から令和2年3月まで行われた随時モニタリングで確認された内容には、身体拘束に係る書類上の手続や、記録の不備があったことが明らかになりました。

やむを得ず行った身体拘束が、記録等の不備によって虐待となる可能性があることを学んだため、今後、同じようなことにならないよう肝に銘じて、関係書類及び記録が適正に整備されるよう改善に取り組みます。

(1) 書類上の整備

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席している個別支援会議等において、組織として慎重に検討・決定していきます。

また、身体拘束を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得ることが必要となります。

これらの手続の中でこれまで取り組んできた内容を再確認して、実施計画及び報告書を整備していきます。

法人全体の統一した取り組みとして位置付け、要領改訂・これに関する書式の変更を行っていく。(システム上の変更も伴い時間を要するが、今年度中早い開始を目指す)

(2) 記録の整備

随時モニタリングで、記録の不備、整合がとれていなかったことが明らかになりました。

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。個別支援計画には身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。各種記録の作成と関連がわかるよう、グループモニタリング会議等で内容を確認していきます。

個人記録については「身体拘束」という項目で入力を統一。記録の不備が確認された際は、対応職員に迅速に状況を確認し、不足部分を追記すると共に記録の仕方を指導した。グループモニタリング会議のケース資料として、身体拘束に関わる項目を設定した統一様式を使用し、進捗を確認。寮ごとに身体拘束実施者を一覧にし、グループモニタリング会議、寮会議と順に検討したことが確認できるようにした。寮会議の検討結果までをまとめた一覧表を行動制限判定会議の資料とし、実施者数の一覧表との整合性を図ると共に実施内容を組織で確認できるようにした。

V 組織体制の強化

障害者支援施設の管理監督者が心がけることとして、日ごろから支援現場に出向いて利用者の生活の様子を見ること、生活の場や活動の場の日常の様子を把握しておくこと、利用者及び職員とコミュニケーションを取りながら支援課題を掴んでいく努力が必要です。

一人ひとりの職員が働きやすい職場、風通しのよい職場作りを目指していくため、法人全体及び園内の組織体制を強化していきます。また各種会議、委員会の役割を再確認し、連携強化を図ります。

○津久井やまゆり園の会議、委員会体制（所要部分のみ掲載）

運営 意思決定	課長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・園運営の主要課題及び重要事項 ・園長の特命事項 ・法人諸会議の報告 ・その他必要事項
	合同課長会議 (中期計画実施プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・園運営の主要課題及び重要 ・第五期中期計画の実施内容に関する事項の協議と進行管理 ・その他必要な事項
運営 調整 協議	全体職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・園運営上の重要課題に関して職員全体の意見交換・集約 ・園内外の情報発信伝達 ・その他必要事項
	運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・園運営上の重要課題の調整、運営方針の検討 ・所管課の課題、検討事項の共有 ・その他必要な事項
	主任会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各ホーム運営上の重要課題の調整、方針の検討 ・意思決定支援に関する具体的な取り組み、検証 ・その他必要事項
	日中支援課会議	<ul style="list-style-type: none"> ・課運営に関する事項 ・地域サービス支援に関する事項 ・日中支援活動(生活介護)に関する事項 ・その他必要な事項
	生活課会議・寮会議	<ul style="list-style-type: none"> ・課運営の主要課題及び重要事項 ・課全体の意見交換及び情報伝達 ・利用者支援及び個別支援計画書に関する事項 ・身体拘束に関する情報共有・検証・提案 ・その他必要な事項
	生活課リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ運営の主要課題及び重要事項 ・利用者支援及び個別支援計画書に関する事項 ・身体拘束の実施状況の検証・共有・確認 ・その他必要な事項
	グループモニタリング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ運営の主要課題及び重要事項 ・利用者支援及び個別支援計画書に関する事項 ・身体拘束の実施状況の検証・確認 ・その他必要な事項

委員会 業務検討 委員会 業務検討	虐待防止委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の体制作り、研修に関する事項 ・虐待防止のためのチェックとモニタリングの取組みに関する事項 ・虐待発生後の対応及び再発防止に関する業務点検と改善に関する事項 ・その他必要な事項
	行動制限判定会議 (R2.9.1～)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束ゼロに向けた現状の課題整理と取組みに関する事項 ・毎月の身体拘束の状況確認及び検証評価 ・身体拘束継続及び解除についての検証・評価及び承認 ・その他必要な事項
	危機管理委員会 (防犯委員会・防災委員会 ・リスクマネジメント委員会 (RM 委員会))	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯体制作りに関する事項 ・防犯体制作りに関する事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応対策に関する事項・防災訓練に関する事項 ・環境整備に関する事項 ・その他必要な事項・災害対応対策に関する事項・防災訓練に関する事項 ・環境整備に関する事項 ・その他必要な事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントに関する事項 ・利用者の安全の確保と生活の質の向上の推進に関する事項 ・その他必要な事項・リスクマネジメントに関する事項 ・利用者の安全の確保と生活の質の向上の推進に関する事項 ・その他必要な事項
	衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第 18 条に基づき設置 ・職員の健康障害を防止するための基本対策等・労働安全衛生法第 18 条に基づき設置 ・職員の健康障害を防止するための基本対策等
	あおぞら委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権擁護に関する事項・第三者による点検(芹が谷オンブズパーソン活動、相模原オンブズマンネットワーク)に関する事項 ・利用者の自治会活動に関する事項 ・身体拘束に関する事項 ・ご家族、実習生、職員向けアンケートに関する事項 ・その他必要な事項
	健康食生活委員会 (安全委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の食生活に関する事項 ・利用者の健康管理に関する ・その他必要な事項・利用者の食生活に関する事項 ・利用者の健康管理に関する ・その他必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等に関する事項・喀痰吸引等に関するひやりはっと分析に関する事項 ・医療的ケア研修に関する事項 ・その他必要な事項・喀痰吸引等に関する事項・喀痰吸引等に関するひやりはっと分析に関する事項 ・医療的ケア研修に関する事項 ・その他必要な事項 		

強度行動障害支援検討委員会(研修委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害対策事業対象者の支援に関する事項 ・その他必要な事項・強度行動障害対策事業対象者の支援に関する事項 ・身体拘束状況の把握や、その軽減に向けた支援検討に関する事項 ・その他必要な事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修や派遣研修の企画実施に関すること ・法人研修委員会との連携及び検討内容の周知・園内研修や派遣研修の企画実施に関すること ・法人研修委員会との連携及び検討内容の周知

1 法人事務局・各園との連携

かながわ共同会は、基本理念にあるように利用者の権利擁護への取組みを大切にして歩んできています。理事長以下各施設管理者が、権利擁護の高い意識を持ち、法人運営・施設運営にあたっていくことが求められています。

身体拘束ゼロを目指すという第五期中期計画の目標を法人全体で再認識し、法人運営会議と理事会で身体拘束の状況を報告するなど、組織として連携しながら権利擁護に取り組んでまいります。

(1) 法人運営会議

毎週開催されている法人運営会議では、理事長・常務理事・各園長・法人事務局が出席し、各園の運営状況の確認や法人事務局からの提案などを確認、協議する場となっています。

この法人運営会議に各園の身体拘束の状況を毎回報告し、拘束の軽減・廃止に向けて協議し、そこで出された意見、助言等を支援の現場にフィードバックして、身体拘束を含め支援の改善に取り組めます。

8月6日法人運営会議	身体拘束ゼロに向けての取組状況、利用者支援の状況・検討課題について報告。
9月～法人運営会議	身体拘束の廃止に向けて取り組んでいる事例について、定期的に法人運営会議で報告し、情報共有を図り方向性を確認。
10月1日法人運営会議	9月末に第1回目の「行動制限判定会議」を開催し、検討した内容について法人運営会議で報告。

(2) 総合支援部長会議

法人内の支援部長が全員参画している「総合支援部長会議」の中で、各園の利用者状況を情報共有するとともに、身体拘束に係る取組状況及び手続等に必要書類の整備について検討を進めます。

令和元年度から開始している「法人内部監査」は、支援部長を中心に法人内各園相互に支援状況を監査し、課題や改善すべき点を明らかにしています。今年度は身体拘束の状況を重点的に確認しています。

今後は、監事との連携を強化し、監事が適宜、同行して内部監査を実施します。

●支援に関する内部監査

- ・ 監査担当者：各園の支援部長、地域支援部長、法人事務局人事課長、法人事務局企画研修課長
- ・ 監査時期：四半期に1回
- ・ 監査方法：監査担当者3名（うち女性職員1名）1組で園に出向き実施する。
- ・ 監査内容：次の中からポイントを選び監査を行う。
 - ①昼食支援場面、②日中活動場面、③寮内支援場面（食事以外）、④個別支援計画、モニタリング実施状況、契約書の確認、⑤身体拘束の状況、⑥利用者との懇談、⑦職員との懇談、⑧その他

<p>6月12日総合支援部長会議</p>	<p>法人で統一した身体拘束軽減に向けた取組について発信記録について（今まで使用している時系列の表の評価について）</p> <p>レインボーシステム内の書式の見直し提案</p> <p>7月16日 7月22日 支援部内部監査（愛名）実施</p>
<p>8月5日総合支援部長会議</p>	<p>身体拘束等行動制限取扱要領改訂について具体案提示</p> <p>レインボーシステム内の書式の具体的変更箇所提案</p> <p>支援部内部監査報告・検証</p>
<p>10月21日総合支援部長会議</p>	<p>身体拘束等行動制限取扱要領における最終案を提示。レインボーシステム内の書式案提案。合わせて個別支援計画書式の見直しについても検討の必要性を確認。</p> <p>支援部内部監査2回目の実施の調整・提案。</p>

2 園内の組織体制強化に向けた取組み

平成24年に障害者虐待防止法が施行されてから、津久井やまゆり園の会議体制の中で、身体拘束に係る内容を検討する場合は、多岐に亘っています。随時モニタリングで組織として不十分だった点を確認し、それぞれの会議・委員会で検討する意義を改めて確認するとともに、意思統一を図り、検討された内容が日々の利用者支援に活かされるよう取り組んでいきます。

(1) 身体拘束の状況を確認、検証する場

日々の利用者支援の状況を確認、検討しているグループモニタリング会議、リーダー会議、寮会議を通して、具体的な事例を行動制限判定会議に報告しています。そのほか、強度行動障害支援検討委員会、あおぞら委員会等でも、身体拘束の課題について検討がなされた場合には、同様に行動制限判定会議に報告し、組織として確認、検証できるよう取り組みます。（一部再掲）

9月より会議体制の変更を図り、身体拘束に関する検証・評価・周知の流れを改める。これまで確認に留まっていた状況から、真摯に身体拘束に頼らない支援の構築に向けて議論におもきを置き、職員の意識改革をはじめ、組織全体での体制の強化を図っていく。

あおぞら委員会

4月10日の令和2年度第1回あおぞら委員会にて『身体拘束は原則禁止』であることを再確認のうえ、利用者の生活の質向上および支援者の資質向上のために、各セクションでの身体拘束をしない取り組みについて各委員より所定の書式に入力、それを委員会にて報告し、他寮の取り組みを共有した。（現場職員間での確認と共有）同内容を虐待防止委員会に報告した。トップダウンのみではなく、現場の職員が意識して対応できるように、また利用者の人権に思いをはせられるように今後も取り組んでいく。

9月4日の委員会にて身体拘束にかかるケース記録について職員側の状態ではなく、利用者の状態が記載されているか確認をした。今後も委員会として、身体拘束関連の記載および日々の記録が『利用者視点で記載されているか』を確認していく。

強度行動障害者支援 検討委員会

4月14日令和2年度第1回強度行動障害者支援検討委員会にて『身体拘束は原則禁止』であることを再確認のうえ、利用者の生活の質向上および支援者の資質向上のために、虐待防止委員会で確認している様式を用いて、伺い数、実施数の推移を確認するとともに、各委員より現状や拘束をしない取り組みについて報告し、委員で共有をした。以降の委員会で毎月同様の確認を行った。あおぞら委員会内での確認と同様にトップダウンのみではなく、現場の職員が意識して対応できるように継続して取り組んでいく。

また、4月の委員会にて、虐待防止につながる支援力向上を目的とした事例検討に今年度取り組んでいくことを確認し、5月19日の委員会開催日より開始した。委員会内で各セクションでの支援の困難さや、よい取り組みを共有し、より良い支援のために意見交換を行った。全セクションが出そろった時点で園内共有の機会を設定していく。

毎年強行地域サポート事業として開催している「セラピューティックホールド研修について、今年度については園内研修の位置づけで企画し11月5日に開催した。あくまでも最終的な手段、手法であるセラピューティックホールドに至るまでの、『社会福祉の目指すもの』『障害特性の理解とエビデンスに基づいた支援実践』『利用者に寄り添う安全・安心・安定の支援』『緊急やむを得ない場合の組織としての対応』といった内容も確認、再確認できる機会として、今後も設定していく。

(2) 行動制限判定会議の開催

総合支援部長会議で、各園統一して取り組むこととなった「行動制限判定会議」の意義と役割を確認し、他の会議との役割分担を明確にして、利用者支援の質の向上と身体拘束の軽減に向けて有効に機能させてまいります。

<p>利用者の人権を尊重し、利用者への身体拘束等行動制限に頼らない利用者の自立と利用者への安全配慮を両立させた、身体拘束ゼロに向けた質の高いサービスを実現することを目的として法人一丸となって取り組みを開始する。主に、検証・評価・周知の場を明確に設定をし組織強化を図るとともに、職員の意識改革を身体拘束等行動制限取扱要領の改訂、検討の際に使用する様式の統一を図り、適正な運用と支援の質の向上に努める。</p> <p>9月より会議開催。法人総合支援部長会議にて周知し、法人全園での取り組みとして位置付ける。合わせて身体拘束に関わる要領、様式等の見直しを進めるとともに、振り返り・検証がしやすいデータの積み上げ出来るよう課題の整理を進める。</p>	
<p>9月25日 行動制限判定会議</p>	<p>虐待防止委員会と行動制限判定会議の2つに分かれる、それぞれの位置づけについて確認。</p> <p>生活1課男性利用者の医療面での身体拘束を終了することを確認する。</p> <p>医療面での身体拘束について承諾を受けている方について今年度上半期を通じて身体拘束を実施していない方については身体拘束を終了する方向で進めることを確認する。</p> <p>生活3課男性利用者のベッド柵の身体拘束を終了することを確認する。</p>
<p>10月29日 行動制限判定会議</p>	<p>生活2課女性利用者の支援について、現状の確認。外部コンサルタントを継続的に受け「再アセスメント」と「支援の再構築」が必要とのアドバイスを受けている。「支援の再構築」については他の社会資源と連携しながら検討を続ける。</p> <p>生活3課男性利用者の支援について、現状の確認。居室変更を行い、他の利用者様との動線をできるだけ分けるようにしたため他者との接点が減っている。クライシスプランを継続して行っており、情緒の状態について、見える化を図り支援者間で共有している。居室出入口のセンサーを付けており、センサーが鳴ったら支援者が個別対応を行っている。ホールディングの身体拘束の必要性があるかどうかについては引き続き担当寮の支援者で評価を行うことを確認する。</p>
<p>11月30日 行動制限判定会議</p>	<p>神奈川県の実態見える化の取組（ホームページへの掲載）に関する作業の周知。</p> <p>指定管理に係る事業計画書、身体拘束軽減に向けて取組んでいくことの確認。</p> <p>生活2課女性利用者の支援状況、生活3課男性利用者の近況報告。</p>

(3) 業務執行理事（支援改善担当）の設置とチーム編成

利用者支援を適切に行うため、ユニットに入って利用者支援の状況を現地で確認し、指導・助言を行う業務執行理事（支援改善担当）を設置します。併せて、この業務執行理事を補佐し、個別支援計画、モニタリング、個人記録等を

確認・点検する業務を行うチームを編成します。

VI これからの取組み

令和2年6月、今回の随時モニタリングで確認された支援課題について、神奈川県に対して津久井やまゆり園から事実確認と原因分析を提出しました。

これまでの取組みの中で不十分だった点について真摯に反省し、今後、この再発防止策に基づいて身体拘束の軽減・廃止、支援の改善に取り組んでまいります。

これまで利用者の安全安心の生活を維持する安全管理の観点から、「変わらない日常の営み」が支援の大きな目的となり、その影響として利用者の生活や権利を制限していた実態に対して真摯に反省し、改めて本人中心、本人の望む生活の実現に向けて邁進してまいります。

利用者・ご家族、後見人に身体拘束に係る手続きの説明を重ねてきましたが、今後は、この再発防止の取組みを通して、利用者本位の考え方に立って身体拘束廃止に向けた取組状況を説明していく必要があります。その上で、かながわ共同会は、利用者、家族、関係者の皆様からの信頼を得て、今後も津久井やまゆり園の施設運営を任せることができる法人を目指します。

今回お示しした再発防止策は、津久井やまゆり園のみの一時的な取組みではなく、法人全体の普遍的な取組みとして定着することを目指してまいります。

